

「千葉県船舶の係留保管の適正化に関するマスターplan(第2次)見直し(案)及び千葉県プレジャーボート係留保管適正化計画(第4期計画)(案)」に対する御意見と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で抽出・要約させていただきました。

御意見	県の考え方
不法係留船舶が存することにより、環境や景観に悪影響を与える恐れがあると考える。不法係留船対策を行うことで、河川や港湾の環境維持、地域環境の整備及び犯罪等の防止になり、安全なまちづくりにつながる。	「第二章 計画策定の背景 二 放置プレジャーボートに起因する支障」において、放置プレジャーボートがもたらす支障について列挙しており、これらの支障を解消するため、本計画等に基づき不法係留船舶の対策を行っていきます。
東京2020オリンピックの開催前に不法係留の実態を把握する必要があると考える。	県では、3年ごとに放置船舶の実態調査を実施しており、次回調査は平成31年度(2019年度)に行う予定です。
プレジャーボートの購入者に、係留保管場所を特定させ、所有状況に係る定期的な報告を受けるなど、適正な管理手法を検討すべきである。	これら制度等の整備は、国が行うべきものであり、第4期計画から「第二章 計画策定の背景 三 プレジャーボートの登録制度と係留保管場所の確保の義務付けの不備」で、これら制度等の創設について九都県市首脳会議を通じて国へ要望を行っている旨記載しました。 今後も引き続き要望していきます。
船舶購入時に、廃船費用を先払いされれば、船舶処分時の経済的負担が軽減し、廃船の減少につながるのではないか。	上記、係留保管場所確保の義務付けと併せ、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する仕組みづくりについて要望しており、今後も引き続き要望していきます。